

第1部 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査人の監査

2 選定した特定の事件

(1) 監査のテーマ

教育委員会所管の県立図書館、県立美術館及び県立博物館に係る財務に関する事務の執行について

(2) 監査の範囲

平成18年度に執行したもの

ただし、関連して必要があると認めたものについては、平成18年度以外についても言及している。

(3) 監査対象機関

教育委員会所管の県立図書館、県立美術館及び県立博物館

3 特定事件の選定理由

県教育委員会が所管している図書館、美術館及び博物館は文化三館と呼ばれ、これらの利用状況は県民の文化水準のバロメーターと言われる。

文化への投資は、投資した後にその効果が出るまでには長い時間を要するものであるため、投資への有効性を絶えず検証し、有効な投資のみを継続して行わなければならない。

今回は、県民の文化水準の向上のため、現実には有効な投資が継続されているか検証するため、文化三館を監査対象として選定した。

4 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

(1) 包括外部監査人

上石 三好（公認会計士）

(2) 補助者

橋本 寿（公認会計士）

齋藤 匡弘（会計士補）

半沢 裕子

遠藤 美枝

5 監査の方法

(1) 監査の視点

- ア 施設の管理運営は経済的・効率的に行われているか。
- イ 財産の取得、管理保管は適切か。
- ウ 観覧料の徴収、免除は適切か。
- エ 県民ニーズの把握は適切か。
- オ 事業評価は適切か。
- カ 利用者の受益者負担は適切か。

(2) 監査手続

下記日程により、実際に三館に赴き、関係書類及び物品等を確認して監査を行った。

監査後、追加で確認する必要があったものについては、三館及び三館を所管する県教育委員会、県の関係部署とやりとりを行い、報告及び意見書を作成した。

施設名	監査日程
美術館	12/11（火）～12/12（水）
図書館	12/13（木）～12/14（金）
博物館	12/19（水）